

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 役員等報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日施行
平成 23 年 12 月 16 日一部改正
平成 26 年 7 月 18 日一部改定
令和 7 年 5 月 22 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 14 項及び定款第 30 条の規定に基づき、公益社団法人日本認知症グループホーム協会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員は無給とする。

2 協会の業務について生じた費用の弁償は、報酬に含まれない。この場合の費用の弁償は、旅費・その他所要の経費程度を支給するものとする。

3 役員に対して、本協会より特別の任務として講師、原稿執筆を依頼した場合に限り、別に定める報酬等の支払に関する規則に基づき謝金を支給することができる。

(補則)

第 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。